



宇治市議会議員 Kenichi Hirata

ひらた 研一

市議会ニュース Vol.11

平成9年4月25日 第3種郵便物認可

民主
PRESS MINSHU
号外
2008.8.31

民主党プレス民主編集部
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-1
TEL.03-3595-9988(代表)
http://www.dpj.or.jp

ひらた研一事務所
宇治市木幡南山 15-200
TEL&FAX: 0774-33-8199
E-mail: hirata@wao.or.jp
http://www.wao.or.jp/hirata/

EAD TOPICS

KENICHI HIRATA ASSEMBLY NEWS Vol.11

待ったなし! 議会改革

議会改革についての論議を議会運営委員会で始めています。

議会改革は、民主党宇治市会議員団が市民の皆さまと『マニフェスト宇治』で約束した内容です。

議会活動が、市民の皆さまの目や耳に届かない。期待に応えていない。といった、批判的・否定的な意見をよく聞きます。

では、「議会に対する信頼を回復するためにはどうしたらよいのか?」。

議会は立法機関であり、この機能こそもっと注目されるべきです。議会には予算の議決権と強い監視機能が託されていますが、これだけでは不十分だと思います。

議員は議会のもつ本来の立法機能を自覚し、市民協働のもと、自治体の政策に関与していく必要性を改めて認識すべきであり、そのための仕組みづくりが議会改革であり、議会活性化につながると考えています。



活

動

日

記

(2008年1月~6月)

1月

- 4日 宇治市年賀交換会
民主党初春街宣活動(JR宇治駅)
- 6日 消防出初式
- 7日 JC初釜
- 10日 連合旗開き
- 11日 自治労旗開き
- 13日 東宇治コミセン新春祝賀会
鹿児島県人会
- 14日 成人式
- 15日 議会運営委員会
- 22-24日 総務常任委員会行政視察
(佐賀市・宗像市・大宰府市)
- 27日 教育セミナー中国(廿日市市)

2月

- 7-8日 議会運営委員会行政視察
(船橋市・小金井市)
- 12日 城南衛生管理組合・議運
- 15日 議会運営委員会・議会改革について
- 17日 東木幡地区連絡協議会
- 18日 城南衛生管理組合・本会議
- 19日 城南衛生管理組合・予算特別委員会
- 21日 議会運営委員会・議会改革について
- 22日 3月定例会・招集日
- 23日 民主党主催・市民フォーラム
- 24日 宇治川マラソン・走路員山井さんを囲む会
- 25日 3月定例会・全員協議会
- 28日 3月定例会・一般質問(代表)
- 29日 3月定例会・一般質問(代表)

3月

- 1日 隠元橋開通式
後期高齢者医療広域連合議会
- 3日 3月定例会・一般質問(個人)
- 5日 総務常任委員会
- 14日 木幡中学校卒業式/3月定例会
- 19日 宇治小卒業式
- 24-25日 民主党議員フォーラム代表者会議
- 26日 城南衛生管理組合・本会議
- 27日 議会運営委員会・議会改革について
- 18日 3月定例会・最終日
- 30日 木幡地区喜老会・総会
- 31日 街宣活動(京阪木幡駅)

4月

- 5日 民主党府連第6区定期大会
- 8日 宇治小学校入学式
東宇治高校入学式
- 9日 木幡中学校入学式
- 10日 木幡幼稚園入園式
- 12日 鹿児島県人会宇治の会
- 13日 東木幡連絡協議会
- 15日 参議院総務常任委員会
地方公聴会・傍聴
- 18日 総務常任委員会
- 19日 介護者家族の会・定期総会
- 21日 議会運営委員会・議会改革について
- 23-24日 議会運営委員会行政視察
(四日市市・北名古屋市)
- 27日 連合メーデー

5月

- 8日 連合の日・JR宇治駅街宣
- 10日 民主党主催・市民フォーラム
- 11日 市民総体開会式
- 12-13日 民主党議員フォーラム全国大会
- 15日 府連政調委員会
- 16日 議会運営委員会
カムループス市公式訪問団結団式
- 17日 府連幹事総会/政治スクール・プレススクール
- 19日 臨時議会
- 20-22日 総務常任委員会行政視察
(秦野市・藤沢市・市川市)
- 23日 車田連合町内会行政懇談会
- 26-28日 会派行政視察(浜松市・掛川市・島田市)
- 30日 議会運営委員会

6月

- 5日 議会運営委員会
- 6日 6月定例会・招集日
- 10日 6月定例会・全員協議会
- 11日 総務常任委員会正・副委員長会議
- 13日 6月定例会・一般質問
- 16日 6月定例会・一般質問
- 17日 6月定例会・一般質問(ひらた登壇・一問一答方式)
- 18日 総務常任委員会
- 24日 府連政調委員会
- 25日 議会運営委員会・議会改革について
- 26日 6月定例会・最終日
- 29~7月5日 カナダ・カムループス市公式訪問

2008年 6月 定例会報告

宇治市議会初めての試み、『一問一答方式』で一般質問を行ないました。時間配分などハード・ソフト両面で課題はありましたが、市長・行政との真剣勝負が出来、議論も深まり満足できる取り組みでした。

1 「市民参加のまちづくり」について

質問

- ・市民参加とはどのような形を想定しているのか？
- ・役所内でNPO等の市民活動について、どの部署が責任を持って把握・育成・支援に取り組んでいるのか？

答弁

- ・市政に対する市民の皆様方の自主的かつ積極的な参加は、多くの市民の方々のご意見やニーズを的確に捉え、市政運営に反映させて参りますために不可欠であると考えており、今後さらに市政の各分野における市民参加機会の拡充やNPOなどの市民活動団体との協働関係の構築などを図っていきます。
- ・文化自治振興課がその窓口となっていますが、市内各地域で活動されているNPO等の実態は、十分に把握できていません。
- ・「宇治市民間活力活用推進の指針」では、市の全事業1,574件のうち1,461件は、「行政が事業の実施主体である必要がない」との報告もあることから、市民と協働できる事業はまだあると考えています。

ひらたの目線

2000年4月1日の地方分権一括法施行を機に、地方自治(地方公共団体の政治が国の関与によらず住民の意思に基づいて行われること。)へ向けての取り組みが始まるのかと期待していましたが、7年を経過して掛け声ほど進んでいないのが現状であり、本市においても、住民自治(その地方の行政が、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理されること。)の実現に向けた具体的な施策は打ち出されていません。

市民参加・市民協働を実現していく際、最も有効なツールはNPOであり、市民参加の実現に、即効性があり効果的な施策は「事業提案制度の導入」と「中間支援組織の育成・充実」です。

質問

未着者への対応は、普通郵便での「保険証受け取り方法の啓発文書の送付」や、電話による案内・調査、さらには現地調査も行い、保険証未着の解消に努めてまいりました。未着分の推移は、4月7日現在では121件、4月末で57件、そして直近では18件となっています。

質問

4月1日以降なくなった、人間ドック・脳ドック補助サービスを後期高齢者に今迄どおり提供するのに必要な額は？

答弁

H19年度に国保で人間ドック・脳ドック補助を受けられた後期高齢者は延べ161名。助成額で申せば、年間約420万円となります。国保以外での利用状況は把握できておりませんが、約500万円程度と想定しております。

質問

ひらたの目線

後期高齢者医療制度について、肝心の後期高齢者の負担のあり方について、議論も説明もきわめて不十分なまま、いきなり実施に移したのが大混乱の元。高齢者がどんどん増えるとき、社会保障費を毎年2,200億削る、その医療費適正化計画は、国と都道府県の2段構えで膨張する医療費を抑制していく計画で2008年度に始まり1期5年で策定されます。

厚生労働省が策定する「全国医療費適正化計画」は、①特定健診の実施率(第一期の目標70%、以下同じ)、②特定保健指導の実施率(45%)、③メタボリック・シンドロームの該当者および予備軍の減少率(10%)、④療養病床の病床数(20万床?)、⑤平均在院日数の短縮(未定)について目標値を設定しそれらを達成する事で得られる医療費削減効果を盛り込むことになっています。

3 障がい者福祉施策について

質問

障がい者に対する支援策や軽減措置をどのような方法で周知しているのか？ また、利用者から寄せられる最も多い不満は何か？

答弁

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスを利用されている、全ての利用者またはその保護者約1000人に対し、個別に軽減措置の内容と申請方法、必要書類等を記した案内文書と申請書を送付し、軽減措置の周知を図っています。

最も多い不満は、法施行当初におきましては、原則1割の利用者負担、いわゆる応益負担について、府市協調してのセーフティネットや宇治市としての独自軽減、また、国の特別対策及び今年度7月からの更なる軽減措置の実施により、利用者負担に対する不満の声は減少しています。現在、最も多い不満の声は、その軽減措置を受けるために、利用者や家族の預貯金や固定資産等の資産状況を提示しなければならないことに対することです。

質問

自立に向け重要な施策の「日中一時支援事業」と「移動支援事業」、本市でも高いニーズがあるが、応えられる体制は出来ているのか？

答弁

日中一時支援事業につきましては、現在、宇治市内に5事業所、京都市をはじめ近隣自治体に11事業所、重症心身障害児・者が利用できる2事業所の合計18事業所を登録事業所名簿に搭載し、平成19年度におきましては、1か月平均41人の方が利用。ただし、三季休暇時は児童の利用希望が集中し、利用しにくい状況。4月に登録事業所の要件を一部緩和し、1事業所を増やしたところです。また、移動支援事業については、宇治市内に5事業所、京都市をはじめ近隣自治体に25事業所が登録事業所名簿に登録されており、平成19年度においては、1か月平均144人の方にご利用いただいています。

ひらたの目線

障がい者の「自立」には前提として「介助」があります。自立支援法施行後、経済的理由から、サービスの抑制・外出控えなど自立への道が後退しています。宇治市肢体障害者協会から身体障がい者デイサービス支援を始め切なる要望も出ていますが、市単費だけでは限界が有ります。国や府に対しての財政支援の強化を強く求めていく必要があります。

4 木造住宅の耐震化について

質問

木造住宅耐震化の状況、及びこれからの耐震化について？ 東南海・南海地震の発生予想も切迫化しており、本市でも「木造住宅耐震改修助成制度」を導入する時期に来ているのではないのか？

答弁

- ・(昭和56年6月1日に改正された新耐震基準以前の)旧耐震基準により設計された木造住宅については、全般的に耐震診断及び耐震改修が進んでいないのが現状です。昨年の本市固定資産税課の資料から、旧耐震基準による木造家屋は23,734戸で、現在、本市にある木造家屋の約半数強、その内、平成14年度から実施しております簡易耐震診断の結果からも、相当数の家屋の耐震強度に不足があるものと推測されます。
- ・本年度策定いたします本市建築物耐震改修促進計画の策定作業の中で、支援策の検討を行います。その支援策の一つとして「木造住宅耐震改修助成制度」の創設に向けた検討をしたいと考えています。

ひらたの目線

旧基準で建てられた、木造住宅の耐震強度不足はある程度認知されてきています。しかし新耐震基準施行後の1981年(昭和56年)以降から平成19年度までの27年間に建築された木造住宅は、確認済件数26,275件のうち、検査済件数は10,408件と僅か39.6%で、約6割の家屋は竣工検査を受けていません。つまり安心だと思っているだけでその裏づけはありません。これは建て主の自己責任の範疇かもしれませんが、行政の検査体制にも不備があったと考えられます。

安全・安心のまちづくりのために、一日も早い実態調査と住民一人ひとりの危機管理意識の向上、そのためには具体的な行政の支援策が不可欠です。

2 医療制度改革の影響について

(後期高齢者医療制度)

質問

- ・後期高齢者医療制度で地方自治体の責務とされている業務の内、最も困っているのは？
- ・4月12日の京都新聞によると、新たな保険証が届いていなかった方は全国6万3千人、京都府1,600人と報道されていましたが、本市では何人だったのか？

答弁

- ・最も困っていることは、本市で1万5千人以上に昇る高齢者にとって、大きな制度改革であった訳ですが、例えば、保険証の扱いや保険料納付の変化等においても、多くの高齢者から不安や戸惑いが寄せられたことにあります。このことは、事業主体となる京都府後期高齢者医療広域連合の組織確立が制度実施まで実質1年未満であったことや、国からの政令・省令等の提示の遅れなどにより、制度の事前案内・周知も遅れ、後手後手となったことが、最大の原因ではないかと考えています。
- ・3月下旬の段階で、本市での未着は約350件。京都府広域連合では確実な送達のために「配達記録付き郵便」を採用したため、普通郵便と比べて多数になったと認識しています。↗右上へ続く

後期高齢者医療

7月になり宇治市でも後期高齢者医療制度の加入者に対し、保険料の決定通知書を発送しましたが市役所には問い合わせが集中しています。届いた決定通知書を見て、初めて制度のことを知り市役所に来る人や、自分の保険料についてくわしい説明を求める人で、担当の年金医療課医療係の職員は電話や窓口の対応に追われています。

問い合わせは、制度に関する内容と保険料の算定基準となる年金額に関するものが多く、後期高齢者医療制度への不安や不満が表れたものだと思います。

国が制度を作り広域連合が保険料を決める、そして市町村は意見が反映されないまま保険料の徴収業務にあたっています。つまりお年寄りの健康は誰が主体となって守るのか、責任の所在は、はっきりしていません。

平成20年6月12日 政府・与党による保険料軽減対策の決定 (本年4月1日より施行)

■ 軽減措置の概要

- (1) 被保険者均等割保険の軽減割合の拡大
7割軽減世帯の方については、一律に8.5割軽減とする。
宇治市の場合、均一保険料市なので、8.5割軽減後の均等割保険料は6,600円となる。
- (2) 所得割額の軽減
所得割保険料を負担する被保険者のうち、所得が少ない被保険者(総所得金額が58万円以下(年金収入211万円以下)の保険者については、所得割保険料額を一律に5割軽減する。
- (3) 差額(端数)の控除
上記(1)、(2)による軽減後の被保険者均等割額と所得割額の合計額が、本年4月から8月までの特別徴収額(仮徴収額)を超える場合で、当該超える額が500円未満であるときは、当該超える額を控除する。

■ 沢山の関係者から問題点を指摘された診療報酬における「終末期相談支援料」については、当面凍結

■ 天引き→口座振替…手続き早めに

批判が強かった保険料の「年金天引き」は条件を満たせば、銀行や郵便局からの口座振替に変更できます。口座振替に変えられるのは(1)世帯主として国民健康保険料を2年間、滞納なく納付(2)国保で世帯主以外か、健保など被用者保険の被扶養者だった人で、年金収入が180万円未満の場合。

※詳しくは宇治市の窓口におたずね下さい。

■ 経過措置終了後は窓口負担増も!?

後期高齢者医療制度 今後のスケジュール (あくまでも予定です)

2008年

- 7月・07年所得に基づく保険料通知 (加入者全員)
- 8月・現役並み所得者の一部で窓口負担増に
・3回目の年金天引き(15日、仮徴収)
・軽減対象者に変更後の保険料が通知される場合も
- 10月・被扶養者約200万人の保険料徴収開始
・4回目の年金天引き(15日、本徴収)
・天引き延期の横浜市など31市区町村で天引き開始

2009年

- 4月・均等割りに9割軽減を導入
・70～74歳の窓口負担を1割に据え置き?
・天引き対象(年金収入が年18万円以上)の見直し

友好都市へ訪問



カナダ・カムループス市へ 公式訪問団の一員として参加

6月29日～7月5日:
行政訪問団5名十市民訪問団9名

←カムループス市長と



編集後記

年末か年明け早々と噂されている衆議院選挙。その結果如何によっては政権交代が現実のものとなります。

生活は政治で変わります。
政治は選挙でしか変わりません。
こんな時だからこそ、投票に行こう!!